

令和元年第2回遠軽地区広域組合議会（臨時会）会議録

1 期 日 令和元年5月7日（火曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明について
日程第 4 議案第1号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について
日程第 5 議案第2号 財産の取得について
日程第 6 議案第3号 財産の取得について
日程第 7 議案第4号 財産の取得について

出席議員（12名）

1番	渡部正騎君	2番	村田一志君
3番	山本悟君	4番	秋元直樹君
5番	佐野宣雄君	6番	三田真美君
7番	竹中裕志君	8番	村川勝彦君
9番	山谷敬二君	10番	吉田耕造君
11番	吉野正剛君	12番	前田篤秀君

列席者

管 理 者 佐々木修一君 代表監査委員 村瀬光明君

出席説明員

副 管 理 者	川根章夫君	副 管 理 者	石田昭廣君
副 管 理 者	厂原收君	会 計 管 理 者	伯谷和昭君
事 務 局 長	関野清治君	次 長	森秀樹君
消 防 長		総 務 課 長	兼田信広君
消 防 署 長	佐竹信敏君	衛 生 施 設 課 長	
予 防 課 長	会田政敏君	出 納 課 長	菊地哲生君
衛 生 施 設 課 主 幹	田宮克彦君		

事務局出席者

事務局 山谷真予君 事務局 中村正憲君
事務局 齊藤有真君

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、令和元年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は7までとなっております。

なお、工事と物品の発注状況及び遠軽地区広域組合例規集を配布しておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、1番、渡部議員、8番、村川議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告及び提出案件の要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

令和元年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

令和という新たな時代の幕開けとともに、本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄、公私ともご多忙のところ、ご出席いただきまして厚くお礼申

上げます。

まず始めに現在、新聞報道等で報じられております消防車両の過積載について、ご報告させていただきます。

当消防本部では4月15日から19日にかけて調査を実施したところ、17台のうち14台が過積載状態にあったことが判明しました。

過積載があったのは消防署と出張所が保有する1988年から2019年に導入した、水槽車5台、タンク車7台、搬送車等2台で、車検証で規定されている総重量を30キログラムから1,425キログラム上回っております。

この結果を受けて、4月19日までに消防車両の積載水を減らし、ホースなどの資機材を他の車両に積み替えるなどの対応をとり過積載の状態を解消しております。

今後も定期的に車両重量を量るなど法令遵守を徹底し、適切な対応をとっていきたいと考えております。

なお、この他に消防団が保有する車両34台、普通自動車である救急車両9台についても積載総重量等の調査を行い、現在、北見陸運支局と対応についての協議を進めているところであります。

令和元年度の事業の執行状況につきまして申し上げますと、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業及びリサイクル事業いずれも、機器類の故障もなく順調に操業し、処理が行われている状況であります。

次に、新規採用職員につきましては、4月1日付けで消防に4名の職員を配置し、4月10日から北海道消防学校にて約5か月間の初任教育が開始されております。

本年4月末日現在の火災発生件数について申し上げますと、建物火災が6件、車両火災が3件、林野火災が1件、その他火災5件の合計15件で、昨年同時期と比較しますと3件増となっております。

また、これまでに死者1名、負傷者3名が発生しており、3月31日の未明には佐呂間町字富士で住宅が全焼する建物火災が発生し、煙により2名が軽傷を負っております。

さらに、4月17日には湧別町富美において林野火災が発生し、88アールの面積を焼損しましたが、地上消火と応援要請により出動した北海道防災ヘリからの空中消火により、効果的な消火活動が行われ火災の延焼拡大を阻止しました。

当組合としても、貴重な財産の焼失や、痛ましい犠牲者を出さないよう地域住民に火災予防に対する一層の注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

救急出場状況に関しましては、4月末日現在554件となっており、搬送人員は524人ですが、これは昨年同時期と比較しますと、同水準の出場件数、搬送人員であります。

次に、今議会に提案致しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」は、工業標準化法の一部改正に伴い、条例で引用する同法に規定する用語を改めるとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災機器の設置の免除に係る規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号から第4号はいずれも「財産の取得について」であります。

議案第2号は、湧別町消防団湧別分団の登栄床に配備しております小型動力ポンプ積載車の更新、議案第3号は、消防署白滝出張所に配備しております高規格救急自動車の更新、議案第4号は、高

規格救急自動車に積載します高度救命処置用資機材及び救急用資機材購入に伴い、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要であります。

議案につきましては、担当課長等から詳細に説明いたさせますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。第2回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりましての、ご挨拶といたします。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、議案第1号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

会田予防課長。

○予防課長（会田政敏君）

議案第1号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」をご説明いたします。

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、工業標準化法（平成24年法律第185号）の一部改正に伴い、条例で引用する同法に規定する用語を改めるとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の一部改正に伴い、住宅用防災機器の設置の免除に係る規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページは、別紙としまして、遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。

遠軽地区広域組合火災予防条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1項第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同項第6号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

第6号、第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第5、議案第2号「財産の取得について」、日程第6、議案第3号「財産の取得について」、日程第7、議案第4号「財産の取得について」以上3件は関連がありますので、一括議題とします。上程の順より提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第2号「財産の取得について」、次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、湧別町消防団湧別分団の登栄床に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の小型動力ポンプ積載車（多機能型）を購入するものであります。

2、取得する財産は、小型動力ポンプ積載車（多機能型）1台。

多機能型とは消防団の装備充実と活動の一層の向上を図ることを目的に、消火資機材はもとより、標準的な救助資機材を装備した消防団多機能型の消防車両であります。

3、取得方法は、指名競争入札で、4月23日に指名業者5社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、1,892万円税込みであります。

5、取得の相手方は、札幌市白石区東札幌2条1丁目5番5号、北海道ドライケミカル株式会社、代表取締役社長藤井良孝です。

納期につきましては、令和2年3月16日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号1に記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第3号「財産の取得について」、次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、消防署白滝出張所に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の災害対応特殊救急自動車を購入するものであります。

2、取得する財産は、災害対応特殊救急自動車1台。

災害対応特殊救急自動車とは、高規格救急自動車ですが、緊急消防援助隊整備費補助金の申請、採択を受けるために定められている車両名であります。

3、取得方法は、指名競争入札で、4月23日に指名業者5社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、2,035万円税込みであります。

5、取得の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目2番地123、旭川トヨタ自動車株式会社遠軽店、店長日野邦彦です。

納期につきましては、令和2年1月31日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号2に記載しておりますのでご参照願います。

続きまして、議案第4号「財産の取得について」、次のとおり財産を取得することについて、遠

軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、消防署白滝出張所に配備しております高規格救急自動車を更新することにより、高度救命処置用資機材及び一般救急用資機材の購入を行うものであります。

2、取得する財産は、高度救命処置用資機材及び救急用資機材一式です。

3、取得方法は、指名競争入札で、4月23日に指名業者3社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、847万円税込みであります。

5、取得の相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役中本行洋です。

納期につきましては、令和2年1月31日まで、入札状況につきましては、入札状況調書番号3に記載しておりますのでご参照願います。

以上であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、議案3件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第2号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、議案第4号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を、採決いたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより、議案第2号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和元年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を閉会いたします。

10時17分閉会

議長 村 田 篤 秀

議員 村 川 勝 彦

議員 渡 部 正 騎